

平成29年7月10日

答申第785号

## 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「①N響の目的である1. 放送演奏、2. 公開演奏とは、具体的にはどういう演奏活動なのか、業務報告書の活動報告ではないそれぞれの定義、③NHKと共催であればなぜNHKホールの会場使用料がN響には発生しないのかその理由と根拠、更にNHK収支報告書のどの勘定科目になるのか、④ホール運営団体のNHKサービスセンターには、その使用料をNHKは払っているのか。払っているならその金額を、いないなら払うとすれば総額いくらになるのか、⑤NHKと共催演奏会70回の内、N響が使用料を払っている回数とその総額（内訳）、サントリーホールの定演18回と地方公演（約20回、平成28年度実績）がその回数に含まれるはず」に係る文書の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書はいずれも存在せず開示することができずとした。

なお、③および④については、NHK交響楽団に限らず、NHKが共催してNHKホールで行うイベントについては会場使用料は発生しないため、NHKの財務諸表には計上されていないこと、④については「NHKホール利用料金表」を情報提供した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

当該視聴者からは②として、「N響の活動とNHKの放送業務との関係と責任範囲（生放送かライブかの放送形態、年間放送すべき回数、放送日）が知りたい」に係る文書の開示の求めもあったが、NHKは、求めの文書はNHK情報公開規程第3条1項1号（別表1）のエ「放送番組の編成または開発を行う目的で作成または取得した文書」にあたり、開示の求めの対象外として取り扱った。

## 2 NHKの見解の要旨

開示の求めのうち①、③、④および⑤のうち「N響が使用料を払っている回数とその総額」に係る文書は、いずれも存在せず開示することができない。また、⑤の「（内訳）」のうち、「地方公演」として把握している10回に係る文書は存在するものの、契約によりNHKに守秘義務が課せられており、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項6号に該当すること、サントリーホールを含めたその他の公演に係る文書は存在しないことにより、いずれも開示することができない。

### 3 審議委員会の判断

開示の求めの文書のうち、「地方公演」としてNHKが把握している10回に係る文書は規程第8条1項6号に該当すると認められ、その他の求めに係る文書はいずれも存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

### 4 審議の経過

平成29年7月10日（第251回審議委員会）

第798号諮問、審議、答申